

九北税 3 第 248 号
(業 務 対 策 部)
令和 3 年 6 月 30 日

支 部 長 殿

九州北部税理士会
会長 武部 道孝

今後の税務調査について

福岡国税局より当会に対して、税務調査を実施する場合における新型コロナウイルス感染症の感染防止策に関する周知依頼があり、「国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について」(リーフレット)の内容等について改めて説明がありました。

その際に、リーフレットの内容に加えて、下記要点の説明がありましたので、貴支部会員に周知くださるようお願いいたします。

- ① 税務調査について、新型コロナウイルスの影響を踏まえた感染防止策を講じたうえ実施していく。
- ② 事前通知の前段階として行っていた、税理士経由での関与先の新型コロナウイルス感染症の事業への影響等についての状況聴取は今後行わない。
引き続き、関与先等の状況に即した対応を行うことに変わりはない。

※リーフレット「国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について」は国税庁のホームページに掲載されています。本会ホームページよりアクセスしてください。

会員専用ページ「お知らせ」

2020/09/23

税務調査等の際における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について